

「資格情報のお知らせ通知」配信と 健康保険証廃止後の医療機関受診等について

フィリップス・ジャパン健康保険組合

資格情報のお知らせ通知配信について

2024年9月8日時点で健保がマイナンバーを把握している方に「資格情報のお知らせ」を通知します。
健保ホームページのトップ画面「資格情報のお知らせ」のバナーからアクセスしてご確認ください。
医療費明細を確認するKOSMO WEBから確認することも可能です。（ログイン後同じ画面にリンクします）
当組合加入のご家族様（被扶養者）も一緒に表示されていますのでご確認ください。

交付目的

- ① マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするため
- ② カードリーダーがない医療機関やカードリーダーで読み取りができない場合にマイナ保険証と一緒に窓口で提示して保険診療を受けられるようにするため
「資格情報のお知らせ」はWEB表示が認められていないため紙で印刷したものが有効です。
マイナポータル「健康保険証資格情報」は画面表示が認められているため、マイナポータルの利用をお勧めします。（次ページをご覧ください）
- ③ 健保に登録されているマイナンバーに誤りがないか確認するため
左下のマイナンバー下4桁が正しいか確認をお願いいたします。

確認方法

医療費明細を確認するKOSMO Webからアクセスしログインしてください。
ログインIDとPWは健診予約時にログインするID/PWと同じです。

マイナポータルの資格情報について

カードリーダーがない医療機関やICチップ破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナンバーカードと「資格情報」を提示することで保険診療を受けることができます。

マイナポータルの資格情報はWEB表示が認められていますので、紙に印刷したものを所持するより便利です。ぜひご利用ください。

マイナポータル（スマホアプリ）の わたしの情報＜健康保険証＞「被保険者（被扶養者）資格情報」

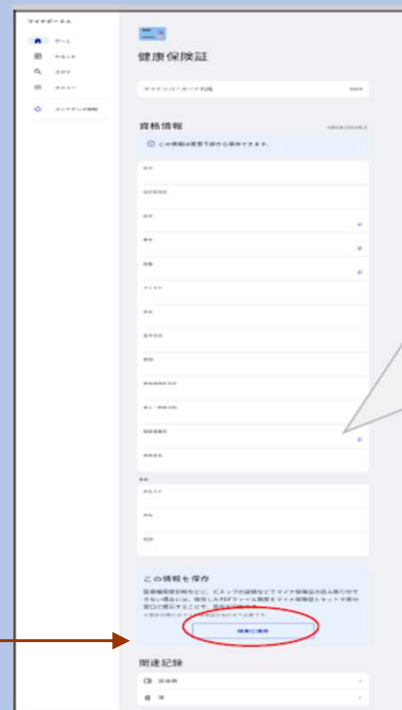
【1】
マイナポータルログイン後
トップページの健康保険証を選択



【2】
健康保険証についての
画面が表示されます。

下方にある「端末に保存」のボタンを押すと
PDFデータをダウンロード
できます。

「端末に保存」
マイナポータルからダウ
ンロードしたPDFは医療
機関で資格情報として
提示することができます。



マイナポータルの画面の例	
閲覧できる資格情報	(例)
区分	被保険者証（一般）
交付年月日	20240401
記号	0123
番号	0004321
枝番	00
フリガナ	ケンボ レンタロウ
氏名	健保 連太郎
生年月日	20000401
性別	男性
資格取得年月日	20240401
本人・家族の別	本人
保険者番号	000001
保険者名	〇〇健康保険組合
【裏面】※性同一性障害の者の場合は、以下も表示される。	
氏名カナ	
氏名	
性別	

スマホ電子証明書を利用するとマイナポータルログイン時のマイナンバーカードが不要です

健康保険証廃止後の医療機関受診について

2024年12月2日以降は、マイナンバーカード（マイナ保険証）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変更になります。

お持ちの健康保険証は引き続き2025年12月1日まで利用することができます。

2024年12月2日～2025年12月1日まで

「マイナンバーカード（マイナ保険証）」または「健康保険証」
で医療機関を受診

※2024年12月2日以降はいかなる理由でも健康保険証を交付することができません。
ご家族様を扶養として認定する、保険証を紛失し再交付を希望する、氏名が変更になった等については希望される方に「資格確認書」を健保組合から発行いたします。
マイナ保険証を利用しない方は「資格確認書」で医療機関を受診してください。

2025年12月2日以降

「マイナンバーカード（マイナ保険証）」または「資格確認書」
で医療機関を受診

※マイナ保険証をお持ちでない方には、2025年12月までに「資格確認書」を発行しご自宅宛にお送りする予定です。

資格確認書の交付について

健康保険証をお持ちで健康保険証のマイナ保険証の利用ができない方に健康保険証の経過措置期日前までに「資格確認書」をご自宅あてにお送りいたします。

「資格確認書」は健康保険証のようなカード型ではなく複写防止のA4厚紙での発行です。カードのような丈夫な材質ではないため、経過措置期日（2025年12月1日）までにマイナンバーカードで医療機関の受診ができるようお手続きをお願いいたします。

2024年12月2日以降は如何なる場合でも健康保険証の交付はできません。
2024年12月以降の入社者から健康保険証ではなく資格確認書の発行になります。
下記についてはマイナ保険証利用有無に関わらず資格確認書を発行いたします。



ご家族様を新たに認定

被扶養者異動（追加）届
※資格確認書希望に✓を入れてください

健康保険証を紛失した

被保険者証・資格確認書 滅失・破損・再交付申請書
※再交付を希望するに○をしてください

氏名を変更した

氏名変更届 / 資格確認書交付申請書
※氏名変更のみ資格確認書交付申請書がないと
発行することができません

会社を退職して任意継続に加入

任意継続被保険者資格取得申出書
※資格確認書希望に✓を入れてください

2025年12月2日以降の医療機関受診について



マイナ保険証

マイナンバーカードを持っている方は
マイナ保険証で医療機関等を受診

※保険証利用登録や電子証明書の有効期限が切れている
場合は使用不可

健保から「[資格情報のお知らせ](#)」を通知

医療機関等で使用できない場合は、通知
した「[資格情報のお知らせ](#)」またはマイナポ
ータルの資格情報をマイナ保険証と一緒に
提示する



資格確認書

マイナンバーカードを持っていない方は
「資格確認書」で医療機関等を受診

健保から「[資格確認書](#)」を交付

※マイナンバーカード保有者で保険証利用未登録や
電子証明書の有効期限切れの場合は「資格確認書」を
交付

※マイナンバーカードを紛失した場合は申請により
「資格確認書」を交付します。

資格確認書は有効期限を設けてA4サイズの厚紙で
発行する予定です。